



		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと 思われる点など	課題や改善すべき点
環境・運営・体制整備	1	訪問支援に使用する場合の教員教材は適切であるか。	3		COMPASSだからできる支援を、より深めていきたいと考えております。 実際に必要と思われる教員・教材の例を知りたいと考えております。	
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	3		国の基準では、1つの事業所に児童発達支援管理責任者・管理者を1名以上配置し、訪問支援員を1人以上配置と定められております。 COMPASSでは資格や経験等を考慮して訪問支援員を配置しております。	
業務改善	3	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	3		訪問先の声や保護者様のご希望、利用児童の思いをふまえ、個別の目標設定や支援のアプローチを調整しながら支援をおこなっております。 必要に応じて関係機関との情報共有もごこなし、連携体制を強化しております。	
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	3		今年度より評価表の実施を開始しております。 現時点では1家庭ですが、今後契約件数が増えた際には、保護者様が回答しやすい環境づくりを工夫してまいります。	
	5	従業者の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	3		協力体制に不足を感じる場面もありますが、徐々に業務改善と勤務体制の整備が進んできており、今後も体制強化につとめてまいります。	
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	3		現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	3		内部研修として本社配信の研修動画を視聴しております。 視聴後は確認テストを受け、内容の理解につとめております。 外部の研修にはzoomにて参加し、研修の内容は事業所内や近隣の事業所と共有し、職員の資質向上につとめております。	
適切な支援の提供	8	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	3		保育所等訪問支援専用のアセスメントシートを活用し、保護者様およびご本人の意向を確認しながら、的確なアセスメントを実施しております。	
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	3		個別支援計画作成前に支援会議をおこない、利用児童について話し合い、共通理解のもと検討をおこなっております。	
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	3		初回は児童発達支援管理責任者が作成した計画書をもとに支援をおこなっておりますが、更新時には訪問先のご意向も踏まえたうえで内容を見直し、個別に対応してまいります。	
	11	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	3		一人ひとりの支援計画内容は、全職員に周知・共有し個々の計画に沿った支援を提供しております。	
	12	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	3		訪問支援に適したアセスメントツールを活用し、日々の観察や関係機関からの情報も踏まえながら支援をおこなっております。	
	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の具体的な内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	3		個々の特性や課題に合わせて支援計画を作成しており、更新時にはより具体的な内容に見直すよう心がけております。	
	14	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	3		一人ひとりの支援計画内容は、全職員に周知・共有し個々の計画に沿った支援を提供しております。	
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	3		個別支援計画をもとに、チームで立案・役割分担し、協力して支援をおこなっております。立案内容については日々話し合いをおこない、改善を重ねながらより良い支援の提供に努めてまいります。	
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点を共有しているか。	3		児童発達支援管理責任者や事業所職員と連携し、事業所利用の児童については情報共有をおこなっております。また、訪問先施設での困り感についても共有し、支援方法の工夫や適切な情報提供に努めてまいります。	
	17	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	3		訪問先施設の活動を妨げないよう十分に配慮し、訪問支援をおこなっております。	
18	毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善に繋げているか。	3		訪問中の様子や環境、訪問先施設の職員からの情報を丁寧に記録し、支援の検証や改善に努めてまいります。		
19	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	3		訪問先や保護者様から得た情報を基に、児童の様子を把握し、モニタリングや支援計画書の見直しをおこなっております。		
関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	3		児童発達支援管理責任者が担当者会議に参加し、支援内容の共有をおこなっております。	
	21	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	3		必要に応じて情報共有と相互理解を図り、より良い支援へと繋げてまいります。	
	22	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	2	1	就学に向けては、保護者様やごとの連携は図れておりますが、学校との情報共有については今後の課題として捉え、連携の強化につとめてまいります。	学校等への訪問の際には、児童の様子や学校での初期の様子を共有し、児童に対する相互理解に努めてまいります。
	23	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等に助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	3		現時点では実施できておりません。	今後の課題として検討してまいります。
	24	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。	3		現時点では実施できておりません。	今後の課題として検討してまいります。
	25	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達状況や課題について共通理解を持っているか。	3		訪問時の様子を保護者様にお伝えし、訪問中に見つかった課題について家族支援時にも共有することで、共通理解を図り、より良い支援に繋がっております。	
	26	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	2	1	ペアレント・トレーニング等の研修会は開催できておりませんが、保護者様からのご相談には児童の様子を踏まえて適切な助言をおこない、発達段階に応じた提案ができるよう努めてまいります。	今後も保護者様との連携を深め、困り感や成長の共有を通じて、必要な助言や面談をおこなってまいります。 また、研修会の開催についても事業所内で検討を進めてまいります。
保護者等への説明等	27	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	3		契約時にご納得いただけるよう丁寧な説明を心がけております。 契約後でもご要望いただきましたら改めてご説明させていただきます。納得のうえでご利用していただけるようつとめてまいります。	
	28	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	3		訪問開始前には訪問先施設を訪問し、事業所の趣旨や訪問支援の目的についてご説明しております。	
	29	保育所等訪問支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点から、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	3		保護者様のご意見をもちに計画の作成を行い、利用児童の成長につながるよう支援してまいります。	
	30	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	3		計画書は確認いただいたうえで、同意をいただいております。	
	31	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。	3		保護者様のお悩みに対しては十分な時間を設けて助言や対応をおこなっており、必要に応じて相談員への報告や担当者会議の開催をおこなっております。	
	32	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設けているか。	3		個人情報保護の観点から、保護者様同士の交流機会は実現できておりませんが、ご意向を踏まえながら今後の実施について検討してまいります。	児童の現状や保護者様のご意見を踏まえて、交流会等の機会を検討してまいります。
	33	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	3		日々の利用に関するご意見やご相談には迅速に対応できるよう配慮してあり、苦情相談窓口を設置し、契約時にご案内しております。	
	34	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	3		季節ごとのCOMPASSだよりや毎月の事業所だよりを発行し、公式Webサイトでは最新情報や事業所の活動をブログで紹介しております。	
	35	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	3		個人情報の使用や使用後の処理、保管については細心の注意を払い、渡付きの書類にて厳重に保管しております。	
	36	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	3		特性のある利用児童や保護者様に対しては、相手に合わせた伝達方法を用いてコミュニケーションを図っております。	
訪問先施設への説明等	37	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	3		適宜、お話し合いの機会を設けて相談を受け、助言や対応をおこなっております。	
	38	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	3		タイミングを取ることが難しい場合もありますが、報告書を通じて相互理解を図っており、担任の先生とも対話の機会を設けております。	
	39	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	3		活動の様子については報告書や対面での会話を通じて共有をおこなっております。	
	40	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	3		個人情報の使用や使用後の処理、保管については細心の注意を払い、渡付きの書類にて厳重に保管しております。	
	41	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	3		対話を通じて訪問先施設との関係性を築き、情報共有や適時助言をおこなっております。環境面へのアドバイスや事業所での様子についても丁寧にお伝えしております。	
非常時等の対応	42	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	3		各種マニュアルを策定し、保護者様がいつでも閲覧できるように玄関に掲示しております。 職員にはマニュアルの内容を周知するとともに、定期的に見直し、現状に合ったものに更新しております。 また、来所する機会のない保護者様に向けても事業所だよりなどでお知らせをおこなってまいりたいと考えております。	
	43	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	3		年に4回(火災・地震・不審者・水害)の防災訓練を実施しております。 当事業所は海に近く、浸水の危険性も十分に考えられます。そのため今年度も中津市が主催した高瀬浸水や津波に関する研修に参加し、その内容に沿った避難訓練を実施いたしました。	
	44	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討しているか。	3		ヒヤリハットは、ほんの少しの油断から起こりうる事象なので、少しでも「ヒヤリ」とした場合には、報告書を作成するようにしております。 特に重要な原因究明と再発防止のため、必ず職員間で話し合いをおこない、共通理解をはかり、事前の事故防止につとめてまいります。	
	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	3		事業所に虐待防止責任者を2名選定しております。 また、虐待防止のための検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、会議内容は職員へと周知しております。 事業所内研修や外部研修に参加し、職員間で虐待防止の認識を深めてまいります。	
46	どのような場合にもやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	3		利用契約書に原則として身体拘束の禁止を記載しておりますが、やむを得ず必要な場合については、保護者様に十分な説明をおこない、承諾を得たうえで支援計画に記載するよう努めてまいります。	利用契約書に準じ、原則として身体拘束はおこないませんが、万が一、自傷・他害行動などにより支援に支障をきたすと判断される場合に限り、やむを得ず身体拘束をおこなうことがあります。その際は、児童および保護者様に十分な説明をおこない、承諾を得たうえで支援計画に記載するよう努めてまいります。	